

国税のクレジットカードによる納税制度

あけましておめでとうございます。

本年が皆様にとって実り多き素晴らしい一年になりますようお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

今まで国税の納付手段には、

- ① 税務署又は金融機関の窓口で現金に納付書を添えて納付する方法
- ② 指定した金融機関の預貯金口座から振替納税する方法
- ③ ダイレクト納付又はインターネットバンキング等を利用して電子納税する方法
- ④ 延納・物納(相続税、贈与税)による方法

がありました。上記の納付方法に加えて新たにインターネットを利用した国税のクレジットカード納付制度が平成 29 年 1 月 4 日からスタートしました。

今回はこの制度について簡単にご説明いたします。納付手段の選択肢が広がる中で利便性のよい方法を選択されるとよいかと思います。

◆内容

- ・納付書で納付できる国税を対象
- ・税目の制限なし
- ・金額は 1,000 万円を上限
- ・手続きはインターネットのみで納税の都度インターネットでの手続きが必要
- ・クレジットカードの利用者手数料は納税者が負担

◆メリット

- ・納付手段の選択肢が広がる
- ・実質的に納付期限が延びる(納付からカード引落日までタイムラグがある)
- ・24 時間利用可能で、銀行等に行く手間や時間を取られない
- ・クレジットカードのポイントやマイレージがたまる
- ・支払い方法は一括払い、分割払い、リボ払いができる

◆デメリット

- ・納付税額 1 万円あたり 82 円(税込)の手数料がかかる
- ・納税証明書の発行に時間がかかる(納税後すぐに必要な場合は注意する)
- ・領収書が発行されない
- ・クレジットカードを利用することによる情報漏えいのリスクがある
- ・納付手続きは取り消しが出来ない
- ・一度に決済できるのは一種類の税金だけ

FPA短信

17/1/01